

【重要】 任意継続の手続きは、必ず他の社会保険に加入しないことが確定した後に行ってください。（例：再就職先で社会保険に加入しない場合、家族の健康保険の被扶養者にならない場合、国民健康保険に加入しない場合など）

特に、4月1日から再就職や再任用の予定がある方は、再就職や再任用をしないことが確定してから手続きをしてください。事前申請の提出締切日までに確定しない場合は、確定した後に速やかに手続きを行ってください。

1. 手続き方法

退職前に申請を行う ⇒『⑦事前申請の手続きについて』

退職後に申請を行う ⇒『①退職後の申請方法について』

『⑦事前申請の手続きについて』

(1) 提出書類 任意継続組合員資格取得申出書

(2) 提出先 各所属所(※)

(3) 提出締切日 各所属所(※)が定める日

(4) 「任意継続掛金」の納付について

・関係書類を3月31日(火)に当組合からご自宅あてに発送予定です。

・関係書類に記載している金融機関※の口座番号に振込してください。

※令和8年度は「みずほ銀行」

・振込手数料は振込人においてご負担をお願いします。

・納付期限:4月20日(月)

※各局(水道局以外)・室
・区役所等の市長部局に
在職中の方の所属窓口は、
『総務事務センター』です。

- ・ご自身の「提出先」や「提出締切日」は、各所属所にご確認ください。
- ・提出締切日後も申請を受付しますが、関係書類の発送が遅れることがありますので、できる限り提出締切日までにご提出ください。
- ・事前申請は各所属所を通じての申請になりますので、当組合へ直接送付しないでください。

『①退職後の申請方法について』

事前申請の手続きをされなかった方は、退職後に以下の方法でお手続きください。

(1) 必要書類・申請方法

次の①～②の必要書類等を当組合へ郵送してください。

①	「任意継続組合員資格取得申出書」
②	資格確認書・高齢受給者証・限度額適用認定証（交付されていて、未返納の方のみ）

(2) 送付先 大阪市職員共済組合 ※郵送のみ受付

(3) 申出期間 4月1日(水)から4月13日(月)必着

(4) 「任意継続掛金」の納付について

・関係書類をご自宅あてに発送します。

・関係書類に記載している金融機関※の口座番号に振込してください。

※令和8年度は「みずほ銀行」

・振込手数料は振込人においてご負担をお願いします。

・納付期限:4月20日(月)

4月13日(月)までに当組合へ申出書が到着するよう、あらかじめ日数に余裕を持って、お早めにお手続きください。なお、4月16日(木)までにご自宅に関係書類が到着しない場合は、当組合に4月17日(金)午前中までにご連絡ください。

2. 当組合が交付するもの（入金後4営業日後を目安）

マイナ保険証の利用登録をされている場合*	マイナ保険証の利用登録をされていない場合
・資格情報通知書(全員)	・資格情報通知書(全員)
・高齢受給者証(70歳以上)	・ <u>資格確認書(全員)</u>
・限度額適用認定証(対象者のみ)	・高齢受給者証(70歳以上) ・限度額適用認定証(対象者のみ)

交付は郵送で行います。

*マイナ保険証の利用登録をされている場合は、掛金納付後にマイナポータルにて資格情報が更新(記号が99に変更)されていれば、資格情報通知書の到着前でも医療機関等でマイナ保険証を使用することができ、限度額適用認定証の持参なし、かつ当組合への交付申請なしで高額療養費の限度額を超える支払いが免除になります。

送付先住所 〒530-8201

大阪市北区中之島1-3-20 大阪市役所本庁舎4階

大阪市職員共済組合 保健医療係

電話番号 06-6208-7591~7593